

## 令和 8 年度 真室川町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

### 1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

### 2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての組織（町長部局、町立真室川病院、上下水道会計、議会事務局、教育委員会事務局）とする。

### 3 対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、法第 2 条第 2 項から第 4 項に規定する次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 地域活動支援センター
- (5) その他障がい者関係施設

### 4 調達対象物品等

町が調達する物品及び役務・委託のうち、以下の表に示すような、障がい者就労施設等が提供可能なものとする。

区分	内容
物品	印刷物、飲食料品、小物雑貨、石鹼 等
役務・委託	袋詰め・シール貼り、農業関連作業 等

### 5 調達目標

調達の目標額は、前年度の調達実績を上回る額とする。

### 6 推進方法

- (1) 福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務等に関する情報を周知し、その調達推進を図る。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令及び真室川町財務規則等の規定に基づく随意契約を活用する。

- (3) 各課等は、計画的に物品又は役務等の発注を行い、また適切な納期の設定を行うなど、障がい者就労施設等からの調達推進に配慮する。

## 7 公表等

調達方針については策定後速やかに、調達実績については年度終了後に、真室川町ホームページ等で公表するものとする。